

Stephen A. Zeff 米・ライス大学教授 特別講演

「What is Meant by a Jurisdiction's 'Adoption' of IFRS?」

Stephen A. Zeff 教授は、1978 年からライス大学（米国テキサス州ヒューストン）のハーバート・S・オートリー会計学教授を務められ、主に会計基準設定の進展に係る歴史的比較、伝記研究、会計思想の歴史を研究分野にされている、世界的に高名な研究者である。

1978 年～1983 年までは会計学において権威のある「アカウンティング・レビュー」編集主幹を務められたほか、2002 年には会計殿堂の 70 人目の表彰者となり、国際会計基準委員会の 1973 年から 2000 年までの歴史に関する本を、アムステルダム大学のキース・カンファーマン教授と共著で出版している。

今回の来日の目的は、2001 年から始まる IASB の 10 年の歴史を執筆するにあたり、その間の日本の動向を関係者にヒアリングするためである。

<はじめに>

IASB を中心に世界では、国際的で高品質な一組の会計基準を達成すること、すなわち財務情報の業種、地域を超えた共通の尺度による比較可能性の向上が求められている。

こうした比較可能性を向上させていくためには、大きく分けて 4 つの要素があると考えられる。①開発される基準自体や解釈の品質の向上、②政策当局及び関係者が国際的な基準をどのように採用（Adoption）するか意思決定プロセスの共通化又は透明性の向上、③監査人が監査を通じて個別企業による財務諸表作成の逸脱をどのように防止するか、④証券市場の監督者が法定開示書類の審査を通じて個別企業による財務諸表作成の逸脱をどのように防止するか、の 4 点である。本日は、特に②の政策当局の問題を中心に、比較可能性の向上を阻んでいる原因や現状と各国の政策当局がどのように国際財務報告基準（IFRS）の導入に取り組んでいるかについてお話ししたい。

<比較可能性の向上が非常に捉えにくく困難な目標である理由>

比較可能性の向上というのは、実は非常にとらえにくい目標であり、米国でも 1950 年代、60 年代においては、そもそも米国内企業間における比較可能性の向上の方法論について論争があった。それは、明確で単一の会計基準を定め例外をできるだけ排除することにより達成しようとする考えと、個別企業の実情に合わせることでより実態理解を促すことにより達成しようとする考えである。

結局、この論争に決着がつくことはなかったが、米国証券委員会（SEC）は、方法論の明確化を志向するスタンスをとり、会計基準の設定主体、米国財務会計基準審議会（FASB）の役割を重視してきた。

このように、国内の間であっても比較可能性を議論することは単純ではないが、更に

国際的にみて比較可能性を向上させようとする取組みは非常に困難な要素を秘めている。それは、異なる考え方、文化的背景を持つ多数の国に同じ考えを適用しようとするからであり、実務の面でもあるいはそれぞれの国の制度面でも克服すべき課題が存在するからである。

#### <比較可能性を考える上での実務面の諸問題>

まず、会計実務の面で大きく各国で異なる対応となる理由は、税制や法律に起因する、あるいはビジネス慣行の違いに起因するものがあげられる。米国の例をあげると、例えば米国ではリース取引の活用が税制上の有利性も手伝って非常に盛んであるが、他の国では同じようなビジネスでもリース取引を活用していない。結果的に同じビジネスでもリース取引がオンバランスされていない財務諸表と、それ以外の国の財務諸表の比較をどのように考えるかという問題が生じる。

また、ビジネス慣行の違いの例としては、例えば米国におけるストック・オプションを利用した報酬が盛んであることがあげられる。日本の持合い株式や韓国の同族会社間の株式保有なども、その国独自の慣行に基づくものであり、他国との比較を困難にしている。

次に各国の市場価格を形成する市場の厚みの相違ということも、比較可能性の向上を妨げる理由として重要である。欧米や日本のように公正価値を相当程度時価で測定できる国がある一方、市場が未成熟で市場価格に十分なコンセンサスが得られない国も存在する。その場合は、仮説を立てて公正価値を推定するなどの作業が必要となる。

3番目としては、会計制度に対する成り立ちの相違による影響が大きいと考えられる。会計に関する考え方は、長い伝統に基づくものであり中々変更が難しい課題である。特に税制との関係が対応を左右する場合がみられる。米国やカナダ、イギリスやオーストラリアにおいては、税制と財務書類の作成が分離されているが、ドイツや日本、他の多くの国では税務と財務書類の一致が要求されてきた関係から、減価償却や、工事進行基準の扱いなどで税制上の措置と国際的には一般的となってきた会計処理との間での調整において、難しい対応を迫られる事態がみられる。

最後に、言語の違いによる影響に言及したい。言語の違いとは、何も英語と日本語の相違といったような基本的な問題ではなく、英語間でも存在する。それは、それぞれの国で、同じ意味に相当する概念がない、あるいは相違することにより生じるからである。例えば、米国で Probable と言えば 70～80%程度の確率を意味するが、IFRS では 50%超であることを意味して利用されている。こうした相違も比較可能性の向上を実現していくための克服すべき課題である。

#### <比較可能性を考える上での体制面の諸問題>

次に、比較可能性を議論する上で克服すべき課題として、各国の制度や体制の面での考え方の相違について言及したい。

例えば、規制を行う当局の陣容を考えた場合、米国の SEC のように 3500 名を超える専門家も加えたスタッフが財務諸表の不正をチェックし、直接企業に修正を求める対応をとる国もあれば、権限はあっても体制が脆弱であり、そもそも株主総会で同意された財務諸表に対して修正権限を持たない規制当局も存在する。

また監査人の企業に対する対応、厳格さも、訴訟リスクや当局による処分の有無も異なることなどから、各国で異なる結果となっており、こうしたことも比較可能性の向上を阻んでいる。

このように比較可能性を巡っては様々な要素があり、その完全な実現を達成することは簡単ではないことがわかりいただけると思う。

#### <政策当局がどのように IFRS を採用（Adoption）してきているか>

次に、IFRS の導入や採用について、各国の政策当局がどのように対応してきているのか紹介したい。

一般に会計基準は、各国の会計基準設定主体が開発したものを、当局が承認することで基準化される。米国では FASB が開発した基準を SEC が承認する手続きが取られるが、世界で 2 か国だけ、南アフリカとイスラエルは、IASB の開発した IFRS を無条件で採用する方式をとっている。

ただし、このような方法は、迅速・完全に IFRS に適合するが、国家主権の一部放棄とも考えられることから、普及するには至っていない。むしろ、IFRS を採用している国の一般的な対応は、基準毎に承認するという方法がとられている。

ただし、このような対応では、各国毎に採用するタイミングや内容が微妙に異なることにつながるものである。また、どこの国がどの部分を採用していない、採用プロセスの途中であることなどは、当事国の関係者でもない限りは分からないことになり、折角 IFRS を採用しても比較可能性は向上していないという懸念が生じる。

以下では、各国の IFRS の採用スタンスや方式の推移を紹介していきたい。

#### <EU の状況>

欧州委員会では、IASB が開発する会計基準について、2 つの機関から正式な助言を受けた上で、承認に関する決定を行うこととしている。

ひとつは、財務諸表の作成者や利用者といった民間セクターの意見を反映することを目的に設立された欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）からの会計基準に関する専ら「技術的」な助言である。

もう一つは、EU 加盟国間の利害調整を含む会計規制委員会（加盟 27 か国の代表）からの「政治的」助言である。

その結果、IASB の基準開発に対して実際にそれを承認するかどうかにかかることとなるし、IFRS からの逸脱（カーブアウト）のような事態も生じることになる。実際、欧州では、金融機関関係の一部会計基準（IAS 第 39 号）について、フランスの大手銀行からの圧力を背景にカーブアウトを行っており、EU 域内の上場会社に適用されている IFRS は、IASB が開発した純粋な IFRS ではなく、あくまでも EU 委員会が承認した IFRS となっている。

このような EU の承認プロセスの下では、例えば 2008 年 10 月の金融危機においても、IFRS からの離脱を仄めかすことによって、負債性証券の分類変更を求めるといった事態や、IFRS9 号の承認を延期しているなど、様々な弊害が露呈している。

#### <オーストラリアの状況>

オーストラリアでは 2004 年に連邦政府機関であるオーストラリア会計基準委員会が「IFRS と同等」なものとして、オーストラリア会計基準に IFRS を編入して利用している。当初は、オーストラリア企業はあくまでもオーストラリア基準を適用しているのであり、IFRS の変更が仮にあってもオーストラリア会計基準にそれが反映されなければ、当該基準は適用されないものであったが、2007 年にオーストラリアの企業と監査人はオーストラリア会計基準と IFRS の両方への準拠を確認しなければならないという形にルールを変更した結果、こうした問題は解決されている。

#### <香港の状況>

香港でも IFRS を採用したとされているが、あくまでも公認会計士団体である香港会計師協会が、香港会計基準として IFRS の内容を反映させたものである。従って、香港の企業が順守するものは IFRS ではなく、香港の会計基準であり IFRS ではない。

#### <カナダの状況>

カナダの採用方法も、カナダ勅許会計士協会のカナダ会計基準審議会が、IFRS をカナダ基準に編入することで実施されている。しかしながら、カナダの企業と監査人は、一義的に IFRS への準拠を確認しなければならず、カナダ基準への確認は任意となっている。従って、IFRS の変更がタイムリーに反映される形となっている。

#### <日本の状況>

昨年導入された日本の IFRS の任意適用も、指定国際会計基準としているように最終的には国が IFRS の基準毎に承認し、指定する方法を採用している。従って、IFRS の一部を承認しないカーブアウトや、承認を延期することも可能なスタイルである。

ただし日本の方法の良いところは、少なくとも6か月に一度の割合でIFRSの変更点を指定する手続きをとる形にしている点で、変更対応が大幅に遅れる懸念が少ないことだと思う。

ただしこの方法である限り、EUで生じているようなカーブアウトの可能性が出てくるおそれがあるし、指定国際会計基準とIFRSとの相違を対外的にどのように説明するのかといった点も検討する必要がある。

日本に関連して問題提起したい点は、日本の企業の中で昔から任意で作成する英語のアンニュアルレポートでIFRSを採用している会社があるが、そうした英語版のアンニュアルレポートの財務諸表と、指定国際会計基準に準拠した国内で提出される財務諸表に相違がでる可能性への対応である。今のところ当局は任意の英語版についてチェックはしていないようだが、利用者にとっては分かりにくい事態になるおそれがあるのではないか。

同じようなことが米国でも過去にあった。それは、SECはSECにファイリングする財務諸表の確認はするが、株主向け書類に送付される財務諸表はチェックしていないということから生じたもので、デュポンという会社の引当金の処理が株主向け書類とSEC提出書類に相違があったことが有名である。現在は、両方で同じ処理となるよう対応されておりこのような問題は解消されているが、日本企業の任意で作成する英語書類と日本で正式に提出書類との差の扱いは今後の課題となると思っている。

#### <米国の状況>

最後に米国の状況について触れることとしたい。米国では現在SECに登録している外国会社がIFRSを利用することが可能であるが、ここで採用することができるのはIASBが公表したIFRSであり、その場合に限り様式20-Fの調整表開示を避けることができることになっている。従って、一部カーブアウトされているEUで承認されたIFRSではこの調整表開示の特例を利用することはできない。

こうした中、SECは本年下期には国内登録企業にもIFRSの利用を認めるかどうかの判断をすることにしているが、仮にSECが国内登録企業にIFRSを容認又は要求するとすれば、上記の考えを踏まえ、あくまでIFRSは一つしかない（IASBが公表したIFRSしかない）というものになることが想定される。

#### <このような各国の対応の違いによる弊害>

以上のように、IFRSを採用すると一口にいても、各国当局あるいは会計基準関係者による対応は様々であり、その結果、例外措置、カーブアウト、発効日にバラつきが生じている。

こうしたバラつきに関しての世界的なデータベースは存在しないことから、利用者としてはIFRSが広く利用されるようになっても比較可能性が向上しないという事態に直面することになりかねない恐れがある。

特に、EUのようなIFRSの採用方式を想定した場合、EUが承認したIFRSを適用する企業は、域内の法制度においては完全に適合しているのであるから、あえてIASBが公表したIFRSとの違いを開示資料の中で明示しない可能性が高い。

2007年に、IASBは、各国の当局等によるIFRSのカーブアウトなどがある場合には、企業はIFRSからの離脱を記述し、財政状態および業績への影響を数量化しなければならないという提案をしたが、採用されるに至っていない。むしろ会計基準の問題ではなく、各国の監督当局の連携に委ねる問題との意識から、2008年2月には、証券監督者国際機構（IOSCO）が意見書を公表し、企業に対し、報告フレームワークの明確な開示と、「使用した基準とフレームワークがどのような点でIASBが公表したIFRSと異なるか」の説明を促している。しかしながら、現状ではいずれの対応についても十分な前進は見られていない。

結果的に、IASBは会計基準の卸売業者（最終的に各国で仕様が異なる）になっている（留まっている）といえ、比較可能性の向上という目的に照らすと非常に憂慮すべきことだと思う。

#### <今後の展望>

最後に、今後のIASBや米国がどのような動きになっていくと考えられるのかについて私見を述べたい。

IASBは7月1日から新議長となり、新たな局面を迎えるが、引き続き現在のスタンスを維持しながら基準開発を実施していくものと思われる。金融危機の発生を期に、金融市場の安定を志向する金融監督当局と証券市場の透明性を志向する証券監督当局との間での対立が生じたが、金融危機の克服とともにこうした対立構造も緩和されていくものと思われる。

今後IFRSが国際的に普及し、財務諸表の比較可能性が向上していくためには、IASBが良い基準を作り、良い解釈を提示するだけではなく、当局のIFRS採用に向けた対応の標準化、企業を監査する監査人の一律的で適切な対応、証券監督当局による厳正なチェックの3つが必要となろう。

3番目の証券監督当局によるチェックなど、SECレベルで実現している国はカナダ程度しかなく、能力が高まらなければ企業による逸脱を防止することができないのは自明のことである。しかしながら、IOSCOなどによる意見書は出されても、最後は各国の意識や予算措置の問題に帰着しており十分な進展が見られていない。

その意味で、数年前に実施されたユーロネクストとNYSEの統合、あるいは最近報道されているシンガポール取引所とオーストラリア取引所との統合など、クロスボーダーな取引所の再編は、規制当局の対応の均質化の動きに資するものである。

米国SECは今後どのような対応をとるのであろうか。周知のように、2006年に米国ではIFRSに関するRoad mapを公表したが、SEC委員長がシャピロ氏に交代し、金融

危機対応などで様々な対応が緊急に必要となったことなどから一旦議論は棚上げされてきたが、本年下期には何らかのコメントを出す予定となっている。

2006 年当時、米国国内の企業に IFRS の任意適用を認めるかどうか議論した際には、企業サイドから、仮に IFRS の任意適用を開始した企業は永続的に IFRS を利用できるのか、それとも再び米国会計基準を採用しなければならない可能性が残るのか明確にして欲しいという意見があったが、当時の SEC は明確な回答を与えておらず、そのあたりの回答が焦点の一つになるのではないかと懸念されている。

また米国の動きとして着目すべきは、中小企業向け IFRS の米国内での利用増加である。これは、米国会計基準は中小企業向けの簡易版は存在しないことから、米国の中小企業の中で、詳細な米国会計基準ではなく中小企業向け IFRS を利用しようとするものである。現在、米国基準にも中小企業向け会計基準を作成すべきかの議論がなされているほど広がりをみせている。

また、米国 CPA 協会では、米国基準に加え、IFRS による監査も、例えばヨーロッパにある子会社などで利用することを認めている。このような動きが、米国に IFRS 採用の判断を後押しするものと思われる。